

庁 議 次 第

日 時 令和4年8月12日（金）
午前9時30分

場 所 別館2階 全員協議会室

1 市長あいさつ

2 議題

- （1）令和4年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）
- （2）朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案）
- （3）令和4年第3回朝霞市議会定例会提出議案

令和4年度

朝霞市行政評価（内部評価）
結果報告書（案）

朝霞市

目 次

<u>I</u>	<u>行政評価の概要</u>	1
1	行政評価制度とは.....	1
	(1) 行政評価の定義.....	1
	(2) 行政評価の目的.....	1
2	行政評価制度の概要.....	2
	(1) 行政評価制度の全体像.....	2
	(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用.....	4
II	行政評価結果.....	5
<u>1</u>	<u>施策評価結果の集計</u>	5
	(1) 評価の概要.....	5
	(2) 施策の分析.....	5
<u>2</u>	<u>行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～</u>	7
	(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活.....	8
	(2) 第2章 健康・福祉.....	10
	(3) 第3章 教育・文化.....	14
	(4) 第4章 環境・コミュニティ.....	17
	(5) 第5章 都市基盤・産業振興.....	19
	(6) 第6章 基本構想を推進するために.....	24
<u>III</u>	<u>行政評価結果の活用と制度の改善</u>	27
1	行政評価結果の活用.....	27
2	行政評価制度の改善.....	27
3	行政評価シートの見直し.....	27
参考資料		
1	朝霞市行政評価実施要綱.....	28
<u>2</u>	<u>施策一覧</u>	29
3	施策評価シート.....	31

I 行政評価の概要

1 行政評価制度とは

地方自治体は、市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民満足度の向上との両立が求められています。

そのためには、地域の特性を生かした政策主導型の行政運営により政策の推進を図るとともに、行政活動を客観的に評価し、限られた財源を複数の政策的課題へ選択的に振り向けることを可能にする総合的なマネジメントシステムとして、行政評価制度を構築する必要があります。朝霞市においては、「行政評価の定義」と「行政評価の目的」を次のとおりとし、平成19年度から導入を進め、平成23年度以降本格的に実施しています。

(1) 行政評価の定義

行政評価とは、「行政活動によって生み出された成果を測定し、その結果を次の活動へと結びつける一連のプロセス」のこと。

(2) 行政評価の目的

①成果を重視した政策主導型の行政運営の推進

朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、行政評価制度を通じて適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営を推進します。

②質の高い行財政運営の実現

行政評価制度の運用を通じて、業務手順を常に見直すPDCAサイクルの定着化を図り、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。



③行政資源の投入効果とその結果について説明責任を果たす

施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、行政評価の結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たし、市民の市政への理解と参画意識を促進します。

【5ページへ】

2 行政評価制度の概要

(1) 行政評価制度の全体像

行政評価制度は、事務事業評価、施策評価、外部評価の3つのしくみで構成します。

①事務事業評価

- ・総合計画の実施計画に位置付けた事務事業を所管する担当課による評価（自己評価）を実施します。
- ・個々の事務事業について、投入コストや成果（業績）を把握し、事務事業レベルの進行管理を行います。
- ・事務事業の性質、現状、課題などを分析し、成果を高めてコストを削減するための業務改善のあり方について検討します。

②施策評価

- ・総合計画の基本計画で定める施策について、主として所管する課（部長、主管課長等）により事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施します。
- ・事務事業を束ねた施策のレベルで、投入コストや成果（業績）を明確にし、総合計画の進捗状況を把握します。
- ・施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業を選択し、事業費や労働量等の経営資源の配分のあり方を検討します。

③外部評価

- ・行政内部による評価だけでなく、市民や有識者からなる外部の視点から施策評価の結果を検証し、提案や意見を行うとともに、行政評価制度の改善について提言を行います。

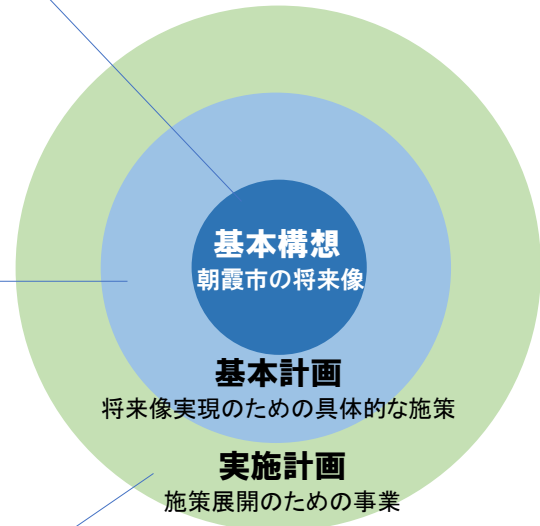
【第5次総合計画の構成】

第5次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

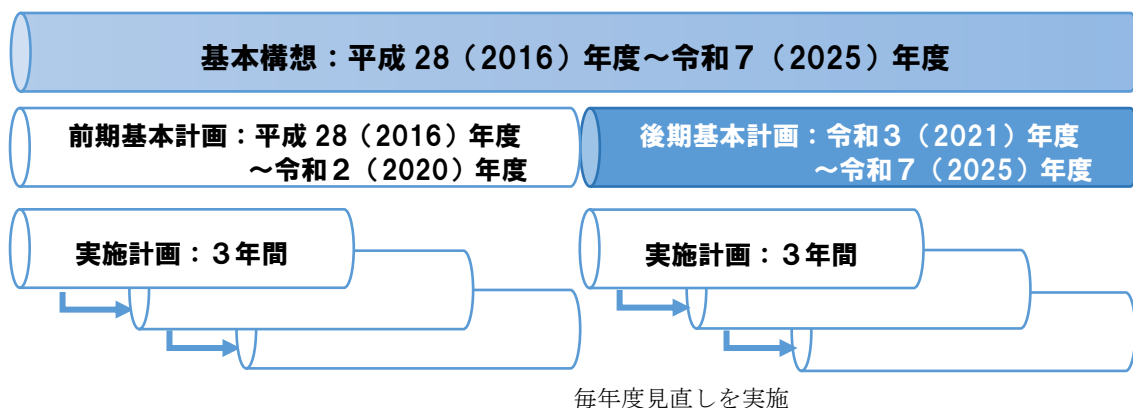
基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成 28 (2016) 年度から令和 7 年 (2025) 年度までの 10 年間とします。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。
前期：平成 28 (2016) 年度から
令和 2 (2020) 年度まで
後期：令和 3 (2021) 年度から
令和 7 (2025) 年度まで

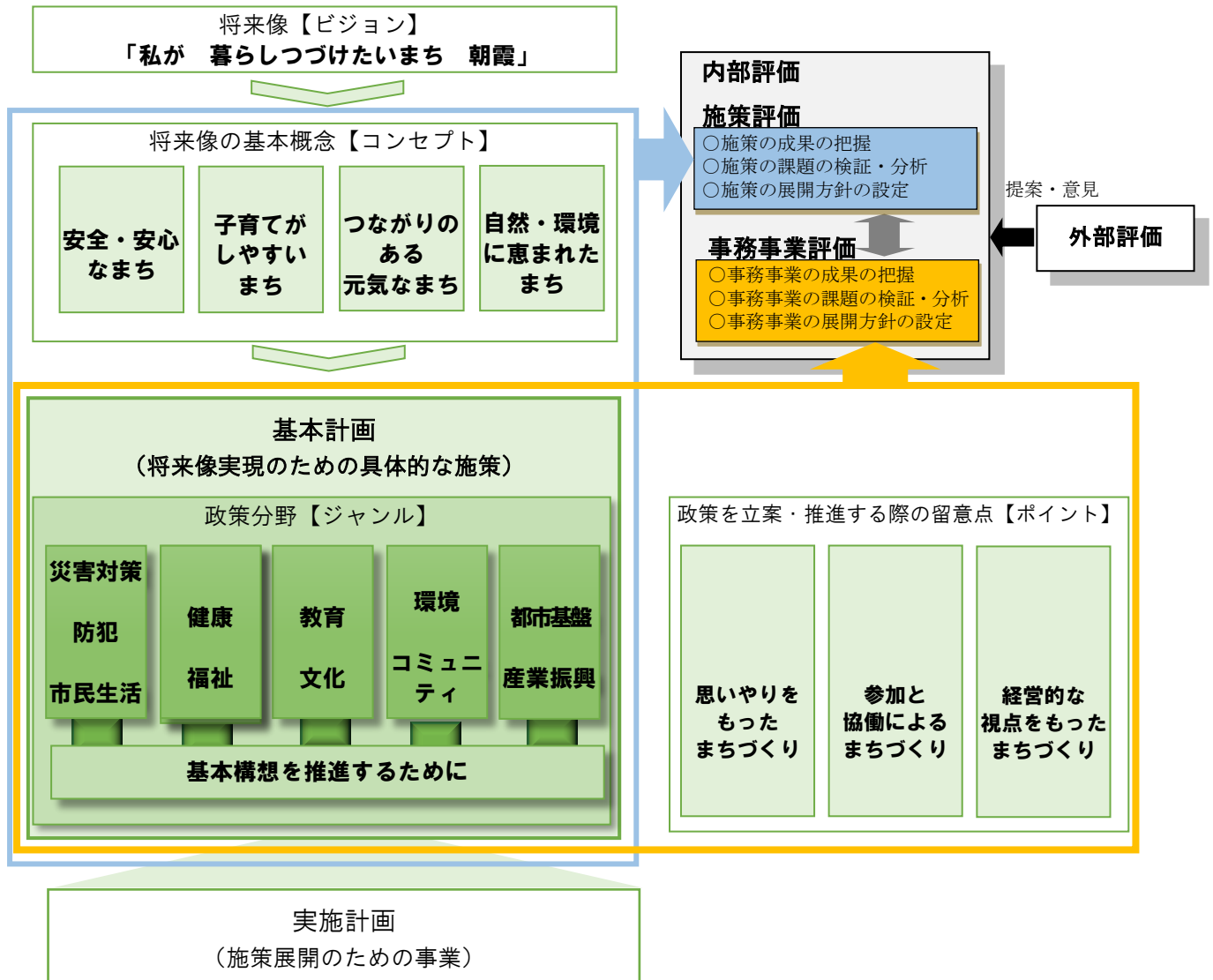
実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。



【基本構想・基本計画・実施計画の計画期間】



【基本構想・基本計画・実施計画と行政評価の関係】



(2) 総合的なマネジメントシステムとしての活用

行政評価制度が全庁的に有効に機能するには、市の総合計画と連動させ総合的なマネジメントシステムとして実効性を発揮する制度として運用することが重要です。そのためには、担当課及び担当職員が評価結果を踏まえ、具体的に業務内容を検証し、より効果的な計画の推進と予算の執行が図れるようにしていくことが前提となります。

①総合計画進行管理との連動

総合計画の進行管理は基本計画を基に具体的な事業等の実施内容や進捗度を把握する形で実施しており、行政評価における施策評価の結果と重ね合わせて捉えることができるようになります。これらを踏まえ、業務の効率化を図るよう検討します。

②予算編成への活用の検討

事務事業の効果的な選別のため、行政評価の結果を予算編成に必要な情報として提供するとともに予算査定に反映させるなどの活用方法も検討します。

Ⅱ 行政評価結果

1 施策評価結果の集計

(1) 評価の概要

令和4年度の評価（対象：令和3年度実施施策）では、第5次総合計画の中柱の79施策を対象に評価を行いました。なお、1つの施策が複数課にわたる場合には、担当課を設定し、担当課が中心となり関連課と調整を図りながら評価を行いました。

(2) 施策の分析

①進捗度

68施策（86.1%）が「4 極めて順調」または「3 おおむね順調」の評価でした。11施策（13.9%）が「2 やや遅れている」の評価、「1 大幅に遅れている」の評価はありませんでした。

■進捗度	施策数	割合
4 極めて順調	1	1.3%
3 おおむね順調	67	84.8%
2 やや遅れている	11	13.9%
1 大幅に遅れている	0	0%
計	79	100%

②必要性

19施策（24.1%）の施策が「4 社会的なニーズは増加傾向にある」の評価でした。60施策（75.9%）が「3 社会的なニーズは現状と変わらない」の評価、「2 社会的なニーズは減少傾向にある」と「1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある」の評価はありませんでした。

■必要性	施策数	割合
4 社会的なニーズは増加傾向にある	19	24.1%
3 社会的なニーズは現状と変わらない	60	75.9%
2 社会的なニーズは減少傾向にある	0	0%
1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	0	0%
計	79	100%

③進捗度と必要性のクロス分析

進捗度と必要性のクロス分析を行った結果、現状での進捗が遅れており、さらに今後、社会的なニーズが増加傾向にある施策が5つありました。

これらの施策は、重点的に取り組む候補として検討する必要があると考えられます。

■必要性 ■進捗度	4 社会的なニーズは増加傾向にある	3 社会的なニーズは現状と変わらない	2 社会的なニーズは減少傾向にある	1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある	計
4 極めて順調	1	0	0	0	1
3 おおむね順調	13	54	0	0	67
2 やや遅れている	5	6	0	0	11
1 大幅に遅れている	0	0	0	0	0
計	19	60	0	0	79

【参考】必要性が4で、進捗度が2または1の施策※

総合計画コード	施策名	課名
122	消費者の自立支援の充実	地域づくり支援課
412	低炭素・循環型社会の推進	環境推進課
431	コミュニティ活動の推進	地域づくり支援課
441	市民活動への支援	地域づくり支援課
442	市民活動環境の充実	地域づくり支援課

2 行政評価結果～政策分野（ジャンル）ごとのまとめ～

行政評価の結果を、総合計画の6つの政策分野（ジャンル）ごとに集計し、成果や課題などについて概要を次ページよりまとめました。

後期基本計画の中柱ごとに、担当課の自己評価（進捗度）について、

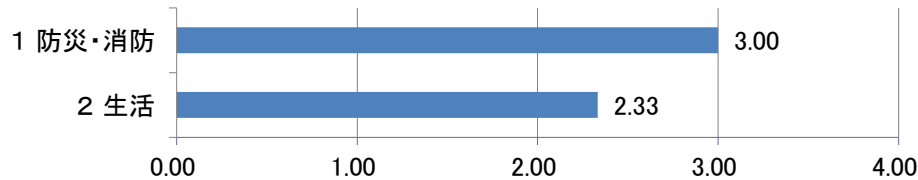
- 4 極めて順調 : 4 点
- 3 おおむね順調 : 3 点
- 2 やや遅れている : 2 点
- 1 大幅に遅れている : 1 点

として集計し、さらに中柱の評点の平均値を大柱の評点として、グラフに表しました。

例：「1 環境：2.67点」＝（「住みよい環境づくりの推進：3点」＋
「低炭素・循環型社会の推進：2点」＋「環境教育・環境学習の推進：3点」）／3

【27ページへ】

(1) 第1章 災害対策・防犯・市民生活



①防災・消防

東日本大震災や熊本地震など大規模な震災の発生や、今後、首都直下地震が懸念されており、また、水害についても、近年、短時間の集中豪雨による水害が市内で発生しています。これらの震災リスクや水害の状況を踏まえ、防災対策の推進については、備蓄食糧の更新、第七小学校、クリーンセンター、根岸台市民センター、朝霞県税事務所に設置している雨量計の運用を実施しています。

地域防災力の強化については、災害協定を締結している(株)カインズと共催で、くみまちモールあさかにて実施した防災フェアや第一小学校、第四小学校、第十小学校で児童向けの防災教育を実施することで、関係機関との連携強化や地域防災力の向上につなげることができました。また、自主防災組織の活動等の支援のため、防災士資格取得への補助及び防災士の資格を有する方を地域防災アドバイザーに委嘱しました。

消防体制の充実については、埼玉県南西部消防局及び消防団と連携し、高度化する消防・救急活動を支援していくとともに、地震・水害等の大規模災害にも対応できるよう、技術向上に努めてまいります。

②生活

防犯のまちづくりの推進として、警察等の関係機関と連携し、防災行政無線やメール配信サービス等を活用した犯罪情報の提供を随時実施したほか、防犯研修会を実施し、防犯意識の高揚を図りました。また、自治会・町内会等が行う防犯資機材の整備や防犯灯のLED化に係る経費に対する補助等、防犯に関する自主的な活動を推進するための支援を行ったほか、朝霞わがまち防犯隊及び青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施しました。今後においても、地域の自主防犯活動団体を育成支援するほか、警察やわがまち防犯隊等の関係機関との連携を図り、犯罪を起こさせない安全で安心なまちづくりを推進していきます。

消費者の消費生活は、情報通信技術の進展によりインターネットの利用が急速に普及してきました。これに伴い、一昨年の新型コロナウイルス感染症の影響を契機にテレワークを導入する企業等が増えました。そのような中、昨年度の相談内容は、在宅勤務等により家にいる機会が多くなったことから、リフォーム等による訪問販売のトラブルが見受けられました。

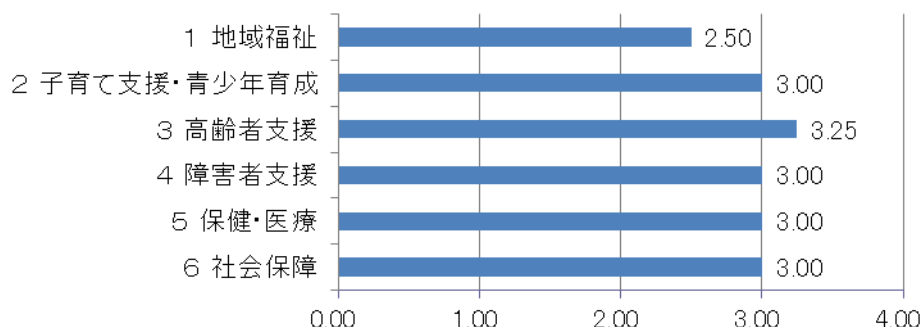
消費生活相談は、消費者の安全確保や消費者トラブルの救済等、極めて重要な役割を果たしております。今後も消費生活相談員のスキルアップを図って、消費生活相談の充実に努めてまいります。また、広報あさかや市ホームページ等に消費者トラブル事例の掲載や注意喚起を行うほか、パネル展や消費者教室の開催など、高齢者のみならず若年層に対しても積極的に啓発活動を行い、消費者に必要な情報を発信してまい

ります。

安心できる葬祭の場の提供については、コロナ禍でも安心して斎場を利用できる環境整備に努めるとともに、家族葬や直葬などの小規模な葬儀が増加傾向にあるため、施設の貸出・運用方法等において、柔軟に対応できるよう指定管理者と調整しました。

今後については、施設開所から25年が経過し、施設・設備の老朽化等が確認されていることから、利用者ニーズを見極め、公共施設等マネジメント実施計画に従い、計画的に改修を実施していく必要があると考えています。

(2) 第2章 健康・福祉



①地域福祉

地域福祉の推進については、「第4期朝霞市地域福祉計画」に基づいて各種施策に取り組んでいます。

地域共生社会を支える地域包括ケアシステムの確立を目指すとともに、高齢者人口の増加に伴い複雑多様化する相談に対応するため、日常生活圏を5圏域から6圏域に変更し、新たな地域包括支援センターの設置の準備を行いました。

地域福祉の充実を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても民生委員児童委員及び保護司は、様々な工夫をしながら相談や支援活動を続けており、また、「福祉のまちづくり」を実現するため、地域活動への支援や相談活動、高齢者や障害のある方へ必要な支援を行う社会福祉協議会に、その運営に資する補助金を交付するとともに、地域で活動する団体等に対し、活動の一助となるよう地域保健福祉活動振興事業費補助金を交付いたしました。

生活困窮者への支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、就労による自立を図ることなどを目的に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しました。

また、生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、学習支援事業を行い生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、高齢者の困りごと相談など、福祉に関わる相談を受ける福祉総合相談を実施しました。

②子育て支援・青少年育成

「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各施策を推進しています。

子どもたちが健やかに育つ環境整備では、児童虐待への体制強化を図るため、関係部署等との調整を行い、「子ども家庭総合支援拠点」の開設に至ることができました。引き続き児童虐待を防止し子どもの人権が尊重されるよう広報啓発を行うとともに、ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成などを行いました。

また、子どもの貧困対策や居場所づくりについては、市内の子ども食堂が継続して活動できるように、新型コロナウイルス感染症対策の支援として補助金を交付したほか、市内の民間企業と連携してフードドライブ活動などを行いました。

子育て家庭を支えるための環境整備では、子育て家庭への支援として、家庭児童相談室や子育て支援センターなどでの相談や支援により、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図りました。子育て家庭への経済的支援として、児童手当の給付や

こども医療費の助成のほか、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、家計への負担が増えている子育て家庭への支援策として、「子育て世帯への臨時特別給付金」や「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯/その他世帯）」を支給しました。

幼児期等の教育・保育の充実では、公設保育園の管理運営のほか、民間保育園や家庭保育室に対する運営費の補助を行いました。

青少年の健全育成の充実では、朝霞市青少年育成市民会議をはじめ、地域や関係団体、学校と連携して、作文発表会（青少年健全育成の集い）の開催や標語作品の募集などを行い、子どもたち自身の考えや思うこと、身の回りや人と人とのつながりなどを発表することで、家庭・学校・地域の相互理解と連携に取り組みました。

③高齢者支援

令和3年度を初年度とする「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、各種施策を推進しました。

健康で活躍できる地域社会の推進においては、介護予防を推進し元気高齢者を増やすため、筋力向上トレーニング教室・フレイル予防教室等の各種教室を開催したほか、老人クラブやシルバー人材センターへの補助金の交付などにより活動を支援しました。

自立のためのサービスの確立においては、各種介護サービスを利用した際の保険給付費の支給や、生活支援員の派遣などを行うほか、地域の実情に応じた多様な主体によるサービスが提供できるよう、相談体制の充実を図りました。

安全・安心な生活ができる環境整備においては、ひとり暮らしの高齢者などに対する安心見守り通報システム等の提供や、認知症サポーター養成講座などによる見守り支援のほか、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の整備に取り組みました。

地域包括ケアシステムの推進においては、推進の要となる地域包括支援センターの機能強化のほか、高齢者の地域活動団体の捕捉、在宅医療・介護連携事業の推進などに取り組みました。

今後も、高齢者の生きがいがいづくりの推進、誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができるよう、地域共生社会を見据えた取り組みを推進していきます。

④障害者支援

「第5次朝霞市障害者プラン」等に基づき、各種施策を推進しています。

「共に生きる社会の実現」では、ノーマライゼーションの理念の普及及び施策の充実を図るため、障害者週間に市内障害福祉施設の活動内容の展示を行うなどの啓発事業を実施しました。あわせて、障害者差別解消法の継続的な周知により、障害のある人の権利擁護の支援に努めております。また、依然として続く新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいスポーツ大会等の中止や障害福祉施設の自主製作品展示販売会が一部中止となりましたが、今後においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、障害のある人を取りまく環境や社会情勢の変化に適切に対応し、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

「地域における自立生活支援」では、障害のある人の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者医療費や特別障害者手当等の給付を行ったほか、福祉タクシー利用券の交付、交通系 IC カード・自動車燃料費の補助等を行い、障害のある人の自立と社会参加を図りました。また、障害のある人の自己決定権を尊重するため、丁寧に相談に応じ、必要な障害福祉サービスの提供を行うなど、相談支援体制の充実に努めました。このほか、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会の実施など、日本手話について普及・啓発に努めるなど、コミュニケーション支援についても充実に努めています。

「自立に向けた就労の支援」では、障害者就労支援センター等の関係機関との連携を図ることにより、障害のある人の雇用の促進に努めているほか、指定管理者制度により通所系障害福祉サービス施設を運営し、一般企業での就労が困難な障害のある人の日中活動等の場の確保に取り組んでいます。

今後も、障害のある人の社会参加を促進し、障害のある人となない人の交流を深め、障害に対する啓発活動を行い、障害の有無にかかわらず共に暮らせるまちづくりを進めていきます。

⑤保健・医療

健康長寿の市民が増えるよう、あさか健康プラン21（第2次）に基づき、健康づくりの支援として様々な事業に取り組みました。その中で、健康への意識向上に取り組む市民の輪が広がることを期待して、「健康あさか普及員」と協働して事業を推進しています。健康あさか普及員の登録数は、令和3年度末で417人となり、健康づくりを行う市民が今後も増えるよう取り組んでいるところです。また、健康マイレージ事業では、約2,600人が参加しており、どの年代の方でも取り組める健康づくりの施策を展開しています。

次に、保健サービスの充実では、各種健診、予防接種等を進めています。コロナ禍において、がん検診では受診者が減少していることから、今後においても、受診率向上の取組を行っていく必要があります。母子保健分野では、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時に保健師等による全妊婦への面接や妊婦健診の補助、産後ケア事業、新生児訪問指導、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、専門家の支援が必要な場合には、早期介入し支援しました。

また、感染症対策では、新型コロナウイルス対策本部の事務局として、新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施しました。

医療体制においては、在宅当番医制、病院群輪番制及び小児救急医療支援事業を継続していくとともに、医療体制の充実に努めました。今後においても、適切な医療を受けられるよう、現在の医療体制を維持するとともに、救急医療体制について、更なる充実を目指していきます。

⑥社会保障

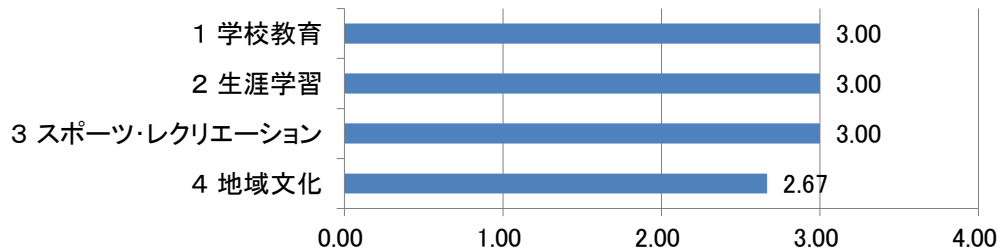
社会保障制度の適正な運営では、国民健康保険及び後期高齢者医療の各制度の円滑な運営を実施するとともに、特定健康診査や人間ドック受診者に対して受診費用の助成を実施することにより、市民の健康増進に努めました。国民年金事業では、年金に

関する情報提供や相談体制を充実させ、社会保険労務士による年金相談を実施し、年金制度への理解の促進に努めました。

指標である特定健康診査受診率につきましては、令和2年度39.6%（法定報告値）、令和3年度42.1%（速報値・令和4年6月27日現在）であり、新型コロナウイルス感染拡大前の受診率に戻りつつあります。今後は、最終目標値である60.0%を目指し、引き続き、受診率向上対策を実施していきます。

生活保護制度では、生活保護法に基づき、相談者の状況を把握し、必要な助言を行うとともに、保護を要する方には適切な援護を行い、生活の安定化や自立助長が図れるよう取り組みました。

(3) 第3章 教育・文化



①学校教育

朝霞の次代を担う人材の育成を進めるためには、豊かな心の育成が欠かせません。そのために教育相談体制の充実に努めてまいりました。中学校のさわやか相談室にさわやか相談員やサポート相談員、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等に関する教育相談の機会を充実させました。小学校の児童や保護者については、中学校区のさわやか相談室を周知したり、小学校に相談員が訪問したりすることで、さらなる相談活動を充実させることができました。教育相談を利用することが難しい家庭のほか、社会福祉や医療等の他機関との連携が必要とされるケースが増えています。朝霞市では、子ども相談室に2名のスクールソーシャルワーカーを配置し、積極的に活用することで、対応を図っているところです。

確かな学力と自立する力の育成に向け、低学年補助教員やスクールサポーター等の人的配置を継続するとともに、効果的な活用を推進してまいります。また、各校で校内研修助成を活用した教職員の資質向上のための学校研修等に取り組みました。学力の面では、全国学力・学習状況調査では全国・県の平均正答率を上回っており、埼玉県学力・学習状況調査でも、小中学校ともすべての学年・教科で朝霞市の平均正答率が県平均率を上回っており、概ね良好と捉えております。

質の高い教育を支える教育環境の整備の充実では、令和3年度は、第十小学校、第一中学校、第五中学校の屋内運動場空調設備設置工事などを実施いたしました。また、少人数学級実施による教室不足のため、第六小学校の校舎増築の設計に着手するとともに、第三小学校、第六小学校、第十小学校の普通教室への転用改修工事を実施いたしました。

このほか、学校・家庭・地域が連携した教育の推進に向け、令和3年度に新たに第三小学校、第七小学校、第十小学校と第二中学校の4校に学校運営協議会を設置しました。また、地域に根付いてきたふれあい推進事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、令和2年度に引き続き中止となりました。

②生涯学習

生涯学習施策を総合的、計画的に推進していくため、「第3次朝霞市生涯学習計画」に基づき、各種事業を実施しております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の参加人数を制限し、開催規模を縮小せざるを得ない状況となりましたが、生涯学習体験教室や市民企画講座を開催することで、市民や学習団体の主体的な学習活動を支援することができました。今後も、市民学習活動を支援するとともに、学習の中心となる人材の育成を行ってまいります。

次に、公民館では、令和２年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言などで短縮開館となったことから、例年に比べますと利用率、利用人数ともに減少となりましたが、臨時休館がなかったことから微増に転じました。

しかし、各館の公民館まつりも中止となり、一部の主催事業についても中止となりました。一方、実施できた主催事業は感染防止対策を講じ、受講者が安心して受講できる環境で行われ、中には定員を上回る応募もあったことから、市民の学びへの意欲は高かったものと考えられます。今後も感染防止対策を念入りに行いながら、市民が気軽に参加できる主催事業の実施、公民館まつりを通じて公民館利用団体に活動の成果の発表の場を設けることによる活動の支援など、引き続き利用者のニーズを的確に把握し、市民の求める学びに対応できるよう努めます。

次に、図書館では、資料の充実や図書貸出、レファレンス等の図書館サービスの充実に努めましたが、新型コロナウイルス感染症対策として一部利用の制限をしていることや、改修工事に伴い令和３年９月から令和４年２月まで本館を休館としたことから、利用者数は目標値を下回る結果となりました。一方で、改修工事による閉館中も臨時窓口を開設したことや、感染症対策を取りながらサービスを行ってきたことで、図書館利用者の満足度は、９２．６％と引き続き高い評価をいただきました。今後も利用状況やニーズを把握し、第３次朝霞市立図書館サービス基本計画に基づき、適切なサービス提供に取り組んでいきます。また、子ども読書活動については、新たに策定した第３次朝霞市子ども読書活動推進計画に基づき、さらに充実するよう努めていきます。

最後に、博物館では、新型コロナウイルス感染症により開催できない事業もありましたが、企画展や丸沼芸術の森コレクション展をはじめ、各種事業について、定員を減らす、予約制にするなどの感染防止対策を講じて開催し、昨年度より多くの来館者を得ました。今後も地域の調査・研究を進め、朝霞の特色を明らかにし、市民の皆さんへ学習機会の提供に努めます。

③スポーツ・レクリエーション

令和２年度に策定した「第２期朝霞市スポーツ推進計画」に基づき、誰もがいつでもどこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、各種事業を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民体育祭やロードレース大会は中止となりましたが、感染防止対策の実施により市民スポーツ教室など、予定していた事業を実施することができました。今後とも「２０歳以上の市民の週１回以上のスポーツ実施率６０％」という目標の達成に向けて各種事業を展開するとともに、スポーツに関する情報等を広報やホームページなどを活用して広く市民の皆様に向けて発信し、多くの方がスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに努めます。

また、多くの市民の皆様にはスポーツ活動の場としてご利用いただいているスポーツ施設について、良好なスポーツ・レクリエーション環境の提供のため、老朽化への対応やバリアフリー化などを推進し、誰もが安心して利用できる施設・設備の整備に努めます。

④地域文化

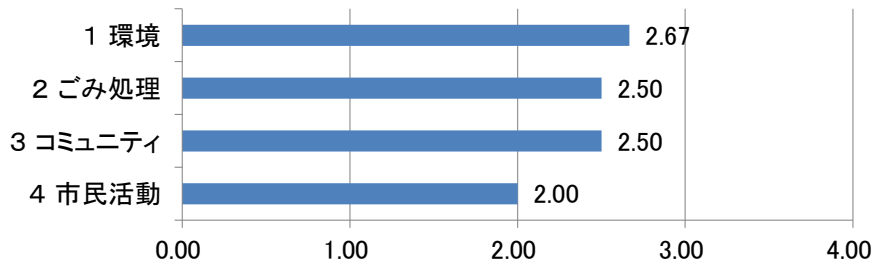
歴史や伝統の保護・活用では、重要文化財旧高橋家住宅における各種活用事業に

についてはさつまいも掘り・さといも掘り以外の体験学習が市指定無形文化財では溝沼獅子舞・根岸野謡の両団体の郷土芸能公演が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが、指定文化財も含め、定期的に状況観察や連絡ないし必要に応じた措置を施し、保護・保存に努めました。郷土芸能の各団体においては、後継者の養成が課題となっているため、今後も継続的な支援を行います。また、博物館では資料調査に基づいた展示事業や教育普及事業を実施し、文化財の保存・活用や公開を進めているところです。

芸術文化の振興では、朝霞市文化協会との協働により、各種事業を実施しております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民芸能まつりなどの一部の事業を中止しましたが、芸術文化展や文化祭を開催し、各芸術文化団体等の日ごろの活動の成果を発表する場と、市民が気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供することができました。今後も、障害の有無等に関わらず、多世代の方々が芸術・文化活動に親しむことができるよう、事業の充実に努めます。

地域文化によるまちづくりについては、人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市では、ふるさと意識が希薄になりがちで、かつ独自の文化が育ちにくい状況にあります。今後においては、ふるさと意識を形成し、市民が地元へ愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」「黒目川花まつり」「朝霞アートマルシェ」「どんぶり王選手権」などの地域独自の文化を市民の間に根付かせていくため、コロナ禍においても、安全にイベントを開催できるよう取り組む必要があります。また、幼少期からふるさと意識を育み、文化を継承していくために、彩夏祭のよさこい鳴子踊りに市内の小中学校の参加を促し、地元への愛着や帰属意識が芽生えるよう、補助金交付などの支援を継続します。

(4) 第4章 環境・コミュニティ



①環境

住みよい環境づくりの推進では、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「第3次朝霞市環境基本計画」を策定しました。また、自然環境や生活環境の状況を継続的に把握するため、大気・水質環境調査などの各種調査を実施したほか、狂犬病の発生を予防するため、畜犬登録や狂犬病予防注射の啓発活動を実施しました。

低炭素・循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付したほか、リサイクルプラザにおいて、家庭で使われなくなった生活用品の再利用を促進するリサイクルショップの運営や、不要となった家具の収集販売を行うことにより、資源の有効活用やごみの発生削減など、市民が循環型社会について身近に考えることができるよう啓発を行いました。また、市役所公用車駐車場に新たな電気自動車用急速充電器を設置したほか、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAYへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

環境教育・環境学習の推進では、自治会・町内会など地域住民の協力を得ながら、春のきれいなまちづくり運動を実施したほか、小学生を対象とした環境美化のポスター募集を実施し、入選作品を市役所市民ホールや産業文化センターに展示するとともにツイッター配信をするなど、市民への情報提供や啓発を積極的に行いました。引き続き、市民・事業者・行政が連携し、環境への負荷の少ない活動を継続することにより、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

②ごみ処理

ごみの減量・リサイクルの推進では、ごみ分別キャンペーンの実施や環境月間事業、3R推進月間を通じて市民、事業者に対して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識啓発を推進しました。また、地域リサイクル活動推進団体に対し、補助金を交付することにより、更なるリサイクルを推進しました。

ごみ処理体制の充実では、効率的な収集運搬体制、ごみ処理施設の適切な維持管理・運転管理を行うことで、市民の快適で衛生的な生活の確保に努めました。また、転入者・希望者に対して、分別方法が五十音順に検索できる「分別辞典」のQRコードを掲載した『資源とゴミの分け方・出し方』のパンフレットを作成・配布したほか、外国人の方でもごみの出し方や分け方がわかる、やさしい日本語版の分別チラシを作成し、ごみの分別・適正排出の啓発、衛生的な生活の確保に努めました。

ごみ排出量につきましては、急激に増加した令和2年度と比較しても月によっては上回ることがあるなど、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による不安定な状況が継続しており、今後の社会情勢に対応した、ごみ減量の推進が必要な状況です。

和光市とのごみ処理広域化の検討については、令和2年10月1日に「朝霞和光資源循環組合」を設立し、広域化に関する協議を進めており、現施設は、定期的な整備等を実施することにより、安定的に稼働をすることができました。今後も、ごみの減量及び再資源化の推進を図ることにより、循環型社会の構築に努めていきます。

③コミュニティ

コミュニティの中核は自治会・町内会が担っていますが、地域コミュニティの希薄化や市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題など、様々な要因により自治会加入率の低下が進んでおり、加入率向上が喫緊の課題となっています。また、防犯・防災や環境美化、地域福祉など地域の諸課題を解決するため、今後、自治会・町内会等の地域コミュニティ組織の果たす役割がますます重要となるため、コロナ禍においても地域活動が適切に継続されるよう市として取り組む必要があります。

一方で、加入率が低下している要因や考え方は、自治会・町内会によって異なるため、自治会連合会と連携し、現状や要望の把握に努め、柔軟に対応できるよう体制を整え、自治会・町内会の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域の自治組織である自治会・町内会に対し、自治会等運営費補助金や自治会等集会所建設事業補助金の交付を継続し、自治会・町内会の自主性を尊重しながら活動を支援していきます。

さらに、コミュニティ活動の拠点となる市民センター8館、市民会館及びコミュニティセンターについては、経年劣化が進んでいるため、公共施設等マネジメント実施計画に基づき、施設の長寿命化や機能向上を図るなど、計画的な維持管理に努めます。

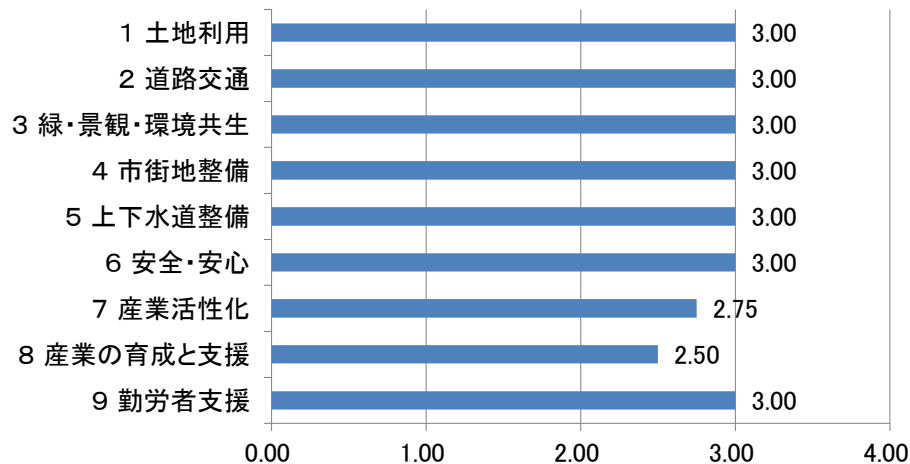
④市民活動

福祉の増進や子どもの健全育成、まちづくりの推進など、様々な分野の活動が広がっています。地域や生活の場で発見された課題や、市民の多様なニーズに対応するNPO法人などの市民活動団体は、地域社会の形成に重要な役割を果たしています。このため、より多くの方に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発、団体支援を行うなど、引き続き市民活動を推進していく必要があります。

市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動への支援及び市民活動環境の充実のため、(公財)いきいき埼玉と共催し、市内NPO法人と協力して「地域デビュー支援セミナー」を開催し、シニア世代の活動の担い手づくりを行うとともに、市民活動団体の活動に必要な情報の収集、相談、運営支援などを行いました。

引き続き、コロナ禍がもたらす団体活動への影響は大きく課題となっていますが、今後も活動拠点施設として、利用しやすい施設の維持管理を行い、様々な相談等に適切に応えられるよう、支援する側のスキル向上を図るなど、市民活動の活性化を進めていきます。

(5) 第5章 都市基盤・産業振興



①土地利用

平成28年11月に改訂した「朝霞市都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進するため、都市計画等のまちづくりに関する制度を適切に運用しました。引き続き、これらの制度を適切に運用するとともに、本市の土地利用計画等に基づく施策の実施状況を確認し、区域区分や地域特性に応じた適正な土地利用を図っていきます。

また、おおむね20年後のまちづくりビジョンとして、従来の土地利用計画等に加え、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定しています。旧暫定逆線引き地区については、地区計画による良好な住環境の形成に努めていきます。官民連携によるまちづくりの推進については、朝霞駅周辺地区において官民の多種多様な人材が参画するエリアプラットフォームを立ち上げるとともに、エリアの将来像となるエリアビジョン（ベータ版）を策定しました。ウォークブルの推進については、都市空間の快適性を高める緑化技術に取り組む企業の協力により、シンボルロードなどに休憩施設を設置しました。

②道路交通

自動車交通が増加する中、誰もが安全、快適に通行できる歩行空間の確保のため、用地交渉や用地買収を進めるとともに、歩道設置や道路拡幅の整備を進めました。都市計画道路については、駅東通線及び岡通線の根岸台6丁目地内において早期の道路整備着手に向けて、用地取得を進めています。また、市道についても橋梁や舗装の改修工事等を行い、道路、橋梁の安全確保や老朽化対策を進めるとともに、道路改良や歩道整備等を今後も計画的に行っていきます。交通については、道路の交通安全対策や公共交通のバリアフリー化などを計画的に行っています。

公共交通については、公共交通空白地区の改善などを目的に市内循環バスを運行しました。また、地域の公共交通ネットワークを一体的に捉え、将来にわたって持続可能な地域公共交通の実現を目指し、令和3年2月に策定した地域公共交通計画に基づき、公共交通空白地区の改善に向けたガイドラインの策定等、各種施策を推進しました。公共交通の補完と市民の移動の利便性向上等を目的に実証実験を実施しているシ

エアサイクルについては、近隣四市で検討した結果、引き続き、事業の継続性の検討が必要となることから、実証実験期間を令和6年3月31日まで延長しました。

さらに、東武東上線県内沿線市町で構成する協議会などを通じ、朝霞台駅のバリアフリー化や利便性の向上についての要望活動を行いました。交通安全対策については、千葉県八街市で発生した交通事故を受け関係機関と連携して実施した緊急安全点検結果を基に対策が必要と判断した箇所の一部について、区画線やグリーンベルト設置等の交通安全対策工事を前倒して実施しました。また、東弁財地区で実施した交差点ハンプやスムーズ横断歩道などの交通安全対策について、埼玉大学で効果検証を実施しています。加えて、放置自転車対策など、安全な道路交通環境を整備したほか、小学校1年生及び4年生、園児を対象に交通安全教育を実施し、交通ルールの指導を行いました。また、ドライバーに注意を促すグリーンベルトや外側線などの路面表示を行ったほか、市内各地で道路反射鏡や交通安全啓発看板の設置などを行いました。

③緑・景観・環境共生

「朝霞市みどりの基本計画」に基づき、各施策を推進しています。まちの骨格となる緑づくりでは、本市に残る貴重なみどりを保全する取組として保護地区・保護樹木に対する奨励金や生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定をするなど、緑化の推進及び緑地の保全に努めました。公園では、市民が安全に安心して施設を利用できるよう定期的に遊具等の安全点検を実施し、適切に維持管理に努めたほか、公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新を行いました。また、うるおいのある生活環境づくりでは、公園や緑地の清掃、花苗植え、花壇管理をボランティア団体の活動を通じて実施するなど、みどりを守り育てる担い手となる市民等と行政が一体となって、協働で施策を推進する取組を行いました。

魅力あるまちとするため、公園緑地や街路空間の既存ストックを最大限活用し、魅力あるまちなかづくりを実現するため、公園緑地や道の空間の魅力向上について実践を踏まえながら検討し、緑とまちなかの魅力向上構想を策定しました。まちの魅力を生み出す景観づくりでは、朝霞市ならではの魅力ある景観の形成を進めるため、市民等が主体となった良好な景観づくりの取組を支援する制度として、景観づくり団体の認定及び黒目川さくらテラスを設置した民間事業者に景観形成補助金を交付しました。また、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に進めるため、景観づくり重点地区(黒目川沿川エリア)と景観重要公共施設(浜崎黒目橋)を指定しました。

低炭素・循環型社会の推進では、再生可能エネルギーの普及推進のため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等の設置に対して補助金を交付しました。また、市役所公用車駐車場に新たな電気自動車用急速充電器を設置したほか、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスを集計し、広報やホームページでの公表や、アイドルリングストップ啓発用のぼり旗の設置やエコライフDAYへの参加の呼びかけなどの啓発活動を実施しました。

④市街地整備

土地区画整理事業、法令による規制・誘導、市民や事業者との連携や協働、地区計画制度等の活用など、まちづくりにかかる制度を活用して総合的に進めています。現

在、組合施行による土地区画整理事業が予定されているあずま南地区に関する都市計画の変更について、令和3年12月より都市計画法に基づく手続きを開始し、令和4年度中旬の都市計画の変更決定・告示を目指して手続きを進めています。

⑤上下水道整備

上水道では、令和3年度に見直しを行った「朝霞市水道事業耐震化計画」に基づき、基幹管路の耐震化や、老朽管の更新を進めるとともに、岡浄水場の計装設備更新工事に着手しました。また、市内全域の漏水調査を実施し、126箇所の漏水を発見し修繕しました。引き続き、災害に強い水道施設を目指して、管路の耐震化や老朽施設の更新を推進していきます。

下水道では、既存の施設の処理能力を超える集中豪雨に対し浸水被害の軽減を図るため、「朝霞市雨水管理総合計画」を策定しました。令和3年度は、本計画に基づき、溝沼地区の整備計画に位置付けた調整池築造工事に着手しました。今後については、この計画に基づき、対策工事を進めていきます。また、開発行為等の際に雨水流出抑制対策を実施するように市民や事業者にも協力をお願いしていきます。旧暫定逆線引き地区については、市街化区域の編入に伴い、公共下水道の整備を進めています。今後も未整備地域の下水道整備を進めるとともに、既存の下水道施設の適切な維持管理を図り、下水道事業を将来にわたって安定的に継続できるよう取り組んでいきます。

⑥安全・安心

災害や犯罪に強いまちづくりでは、公共施設の耐震化、災害対策、防犯対策等の対応だけでなく、市民、事業者が行う対策や協力も不可欠であり、その取組を啓発し、支援するための取組も必要です。安全対策の一環として、朝霞橋及び浜崎陸橋において、コンクリートの剥落が確認されたことから応急措置としての緊急修繕工事を行いました。また、千葉県八街市で発生した交通事故を受け関係機関と連携して実施した緊急安全点検結果を基に対策が必要と判断した箇所の一部について、区画線やグリーンベルト設置等の交通安全対策工事を前倒して実施したほか、地域防犯パトロールの実施、防犯灯のLED化促進補助金や止水板設置費補助金を交付しました。また、民間の建築物の耐震診断・耐震改修工事などに対する補助制度の周知を行うとともに危険なブロック塀等の撤去に伴う補助金を交付しました。

全ての人にやさしいまちづくりでは、誰もが暮らしやすい環境を整備し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するためには、公共交通機関の充実や公共空間におけるバリアフリー化などが必要です。このため、鉄道事業者に対して駅のバリアフリー化及びホームドアの設置要望等を実施したほか、地域の公共交通ネットワークを一体的に捉え、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指し、令和3年2月に策定した地域公共交通計画に基づき、公共交通空白地区の改善に向けたガイドラインの策定等、各種施策を推進しました。また、高齢者住宅の提供や住宅改善費の補助、住替家賃の補助や住宅資金の助成を行いました。加えて、認知機能、身体機能の低下等により、安全運転に不安がある市民に対して、運転免許自主返納啓発事業を実施し、自主返納された方の移動支援として市内循環バス回数券又は交通系ICカードを交付しました。

⑦産業活性化

「朝霞市産業振興基本計画」を踏まえ、商業の中心である商店街の賑わいの創出、活性化を支援するために、市内各商店会に対する商店街活性化推進事業補助金の交付だけでなく、商工会や朝霞駅周辺の商店会等で連携し開催された「ASA K A S T R E E T T E R R A C E」を多方面で支援しました。当該イベントは、令和2年度は朝霞駅前商店会が主催していましたが令和3年度は周辺の商店会と商工会も連携することで、広域な商店街の活性化に大きく寄与するものとなりました。

また、令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で産業フェアを縮小し開催したことから、事業者間の交流等は行えませんでした。コロナ対策として実施した支援金などの給付制度や経営を持続するための経営相談事業は既存工業の維持、将来的な活性化並びに中小企業の基盤強化につながるものとなりました。

農業については、農業経営の安定化、農業を支える担い手の支援、農業に親しむ取組の支援、地産地消の推進のため、農業者、農業団体の活動の支援や市民農園の管理などの施策を実施しました。本市は、都市近郊であるため宅地化が進み、農地が減少傾向にあります。農業従事者の高齢化等、様々な課題を抱えていますが、農業の高付加価値化への取り組み支援や市内の飲食店と連携し朝霞産の農産物を使用したメニューの開発促進による新たな販路の開拓等、地産地消の強化を通じて都市農業の振興を図っていきます。

⑧産業の育成と支援

新型コロナウイルス感染症の影響で産業フェアをはじめとしたイベント事業が中止や縮小を余儀なくされる中、コロナ対策として、感染防止対策を実施する理美容所向けの奨励金や売上減少となった事業者に対する支援金を支給したことは、市内産業の育成と支援につながるものとなりました。また、新たに農業経営を営もうとする若い世代の確保に向けては、各種農業体験事業や農業祭等の事業について、さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合等との連携を強化していきます。

起業と創業の支援については、起業家育成支援相談、起業支援セミナーの開催、起業家向けの融資のほか、店舗等リフォーム資金補助金制度を令和2年度からスタートし、空き店舗を活用する起業家を支援しました。令和3年度には、起業支援策をパンフレットにまとめ産業振興基本計画に位置づく「あさか×リノベーションプロジェクト」として、市内の空き店舗等を活用した起業の促進や商店街の活性化などを推進しました。

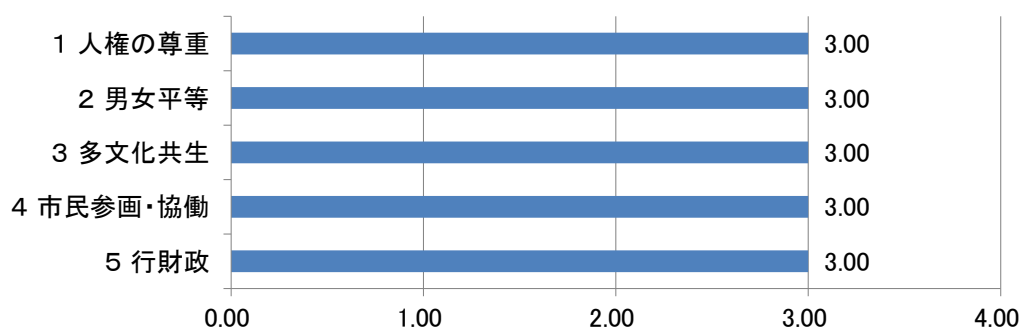
⑨勤労者支援

就労を希望する市民が望む仕事に就くことができるよう、内職相談や就職支援相談、リモートでの就職支援セミナーを開催したほか、コロナ対策として、公的資格等取得補助金を実施し、市内求職者の資格取得に係る経費の一部を補助することで再就職等の支援をしました。

さらに、埼玉県やハローワーク朝霞と連携し、合同企業面接会を開催することができました。また、勤労者が雇用等のトラブルを解決するための一助として労働・社会保

険相談事業を、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の方からの相談にも対応できるように対策をとりました。なお、産業振興基本計画のリーディングプロジェクト「あさかで働こうプロジェクト」として、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っている市内事業者を増やす取組として、市内4事業者をワークライフグッドバランス企業に認定しました。今後も市内の働きやすい環境づくりを促進するとともに、就労支援に努めてまいります。

(6) 第6章 基本構想を推進するために



①人権の尊重

市民一人ひとりの人権意識や人権感覚を高め、差別のない社会の実現に近づけるために、既存の事業を着実に実施していく必要があります。

人権啓発活動については、新型コロナウイルス感染症の影響から例年並みの事業の実施には至りませんでした。人権問題講演会や研修会を実施し、市民への学習機会の提供を行ったほか、新規の取組として12月の人権週間に市のホームページのリンク先をメール配信サービス登録者に送付するなどの啓発活動に努めました。

さらに、平和の尊さ、大切さを次の世代に伝えていくため、平和パネル展の実施など平和事業に取り組みました。人権課題に関する様々な取組を行ったことにより、市民への情報提供や啓発が図れたものと考えます。今後も市民への人権に対する正しい理解の周知や人権問題の解決に向けた相談体制の充実、国・県等の関係機関や庁内関係各課との連携を強化していきます。

②男女平等

令和3年度からの5年間を計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、誰もが尊重され、認められるよう、個性や能力が発揮できる社会を目指して、更なる取組を進めています。

相談事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅ワークや失業等をきっかけに、家庭内暴力の増加が懸念されることから、被害者に寄り添い、自立した支援に繋がるよう、いつでも安心して相談できる環境のもと引き続きDV相談等を実施しました。

啓発事業では、公募市民の協力員と連携しながら、広報紙での啓発を図るとともに、あさか男女の輪サイトとして、市ホームページで様々な情報提供を行うなど、男女平等の意識の醸成に努めました。また、「あさか女と男セミナー」については、新型コロナウイルス感染症対策のためオンデマンド配信に手話通訳を入れて実施し、より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、広く学習機会を提供できました。今後も、あらゆる分野において、性別にかかわらずお互いを尊重し合い、誰もが自己の能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が促進されるよう努めていきます。

③多文化共生

文化・慣習が異なる外国人市民が日常生活で不便なく暮らすために、行政からの情報提供はもとより、きめ細かな対応ができるよう、地域で活動する国際交流団体と連

携を密にしていく必要があります。本市においては、外国語版市民ハンドブックの配布やホームページの多言語化をはじめ、各種行政情報の多言語化やピクトグラムを導入などにより、少しずつ外国人市民が暮らしやすい環境が整ってきています。引き続き、市内の多文化共生に取り組む団体と連携を深め、外国人市民の現状の把握し、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター等を活用し、多文化共生意識の啓発を図ります。

④市民参画・協働

市民参画では、SDGs の目標が後期基本計画の施策を推進するにあたり、共通の課題であることから、SDGs の基礎・応用知識を習得するため、市民講座及び職員向け講座を開催しました。また、市民活動への関心を高めるため、実際に活動されている方へのインタビューなど、特集記事を広報紙に掲載しました。他にも市民活動団体を対象に SNS や Zoom の活用相談会を開催し、コロナ禍における活動を支援しました。協働の推進に当たっては、市民活動団体の情報をまとめたガイドブックの発行や、パネル展等による市民活動に関する情報の発信・周知、市民活動団体支援補助金の交付等を実施しました。

情報提供の充実と市民ニーズの把握では、ホームページ、SNS、メール配信サービス、YouTube により行政情報等を発信するとともに、緊急的な情報は防災行政無線や Yahoo!防災アプリ等で情報を発信しました。令和 3 年度からは新たに LINE による行政情報の発信を開始しました。今後もより多くの情報を様々なツールを活用し発信できるように検討していきます。

公募委員候補者登録制度及び市政モニター制度においては、無作為抽出した市民に登録依頼を行い、参画の機会増加や制度の浸透に努めました。

⑤行財政

総合計画に基づく計画的な行政運営を行うため、行政評価制度を通じて行政活動の成果を検証しました。行政評価については、市職員による内部評価のほか、外部評価委員会による客観的な検証を行っています。検証結果は市のホームページ等に公表し、行政活動の透明性向上を図りました。

行政改革については、従来の行政改革大綱に代わり、令和 3 年度を始期とする行政改革推進基本方針を定め、基本方針に基づく実施計画を策定しました。全 8 項目の主な取組を進めるとともに、職員提案及び事務改善に取り組むことにより、行政コストの削減や市民サービスの向上に努めました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、総合戦略の進捗状況や効果等の検証を審議会において行うとともに、その結果を次年度以降の施策の検討に生かすため、担当課を含む庁内で共有しました。

公平・適正な負担による財政基盤の強化については、税の賦課徴収に関して、適正な賦課を行うとともに、主に現年分の徴収対策として納税コールセンターを活用し、未納者に対して早期納付の呼びかけを行いました。

財政運営については、財政調整基金の運用利息の積立や、決算における剰余金の 1 / 2 を下らない金額の積立を行い、財政調整基金の必要額を確保できました。また、

ふるさと納税寄附金を計画的に活用するため、ふるさと応援基金を設置しました。

公共施設の効果的・効率的な管理運営では、朝霞市役所駐車場の行政財産貸付による有料化を実施しました。公共施設の計画的な保全及び更新のため、朝霞市公共施設マネジメント基金条例を制定し、5億円を積み立てました。公共施設の令和4年度以降の管理運営について検討し、59の施設の指定管理者を選定しました。適正かつ効率的な行政事務の遂行では、自動音声認識技術を活用した会議録作成支援システムを導入し、実証評価を通し、審議会等の会議録を効率的に作成できるようにしました。今後もデジタル化の推進により、業務の効率化や行政サービスの充実とともに、市民の利便性向上に努めていきます。

機能的な組織づくりと人材育成では、事務の効率化を図るため、入札契約課と検査室を統合し、契約検査課を設置するとともに、保育課に保育支援係を新設しました。また、全庁的なデジタル化を推進するためにデジタル推進課を設置しました。人事考課制度については、業績考課結果の勤勉手当への反映の対象に新たに主任級以下職員を加え、全職員を対象に実施することとしました。

シティ・プロモーションの展開では、新型コロナウイルス感染症の影響により、おもてなしイベントが中止となるなどの変更はあったものの、オリンピックとパラリンピック両方の聖火リレーを開催したほか、大会期間中に子どもの作品展示やボランティア活動などを行ったことにより、大会の機運を醸成することができました。また、シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会において検討を続けてきた新たなプロモーションの方向性について、「朝霞市シティ・プロモーション方針」を策定し、今後の本市のシティ・プロモーションの基盤を築くことができました。

Ⅲ 行政評価結果の活用と制度の改善

1 行政評価結果の活用

行政評価制度は、単に過去の施策の評価を行うためのものではなく、評価結果を事務事業の見直しや次年度の実施計画の策定、予算編成等の市政運営に反映させていくことが重要です。

施策の所管課においては、評価シートの作成によって当該年度の振り返りを行うとともに、次年度の実施計画や事務の執行をいかに行うかといった判断に評価結果を活用していかなければなりません。

そして、評価結果をどのように反映したかを市民に明らかにし、行政の説明責任を果たすとともに、市政に関する透明性を確保していくことが求められています。

2 行政評価制度の改善

平成19年度に導入を開始した朝霞市の行政評価制度は、平成23年度から全面的に施行しました。しかしながら、行政評価制度には多くの課題が残されています。わかりやすい指標の設定などはその一例です。

今後につきましても、行政評価の結果を公表して市民の声に向き合い、外部評価委員会にも意見を求めながら、より実効性の高い制度に改善を図っていきます。

3 行政評価シートの見直し

行政評価制度の改善に関する取組として、令和3年度に事務事業評価シート、施策評価シートの様式を抜本的に見直しました。具体的な内容は以下のとおりです。

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標を、関連する施策評価シートに掲載し、総合計画とあわせて、施策の効果検証を一体的に行えるようにしました。
- ・次年度の改善に生かすという観点から掲載項目を見直しました。
- ・後期基本計画から、SDGsの視点を踏まえた施策を推進することとしたことから、施策評価シートに、関連するSDGsのアイコンを記載しました。
- ・施策の評価について、「達成度」及び「必要性」の5段階評価から、「進捗度」及び「必要性」の4段階評価に変更することで、施策の状況を把握しやすくしました。
- ・市民の目線でわかりやすくなることを意識して、様式全体を見直しました。

参考資料

1 朝霞市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、評価の円滑な実施とその結果の適切な活用及び市民への情報提供を図り、もって、社会経済状況の変化に対応した、より効果的かつ効率的な行政運営の推進と市政に関する透明性を確保することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 行政評価の対象は、市の事務事業及び施策とする。

(評価の方法)

第3条 行政評価は、事務事業評価、施策評価及び外部評価により行うものとする。

2 事務事業評価は、課所室等が所管する事務事業について行う。

3 施策評価は、施策を所管する部長及び課所室長等が行う。

4 外部評価は、別に定める朝霞市外部評価委員会が行う。

(結果の公表)

第4条 行政評価の結果は、速やかに公表するものとする。

(結果の活用)

第5条 行政評価の結果は、事務事業の見直し、実施計画の策定、予算編成等市政の運営に反映させるように努めるものとする。

(庶務)

第6条 行政評価の実施に関する庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 施策一覧

【5ページへ】

政策分野	大柱	コード	中柱	進捗度	必要性
第1章 災害対策・防犯・市民生活	1 防災・消防	111	防災対策の推進	3	3
		112	地域防災力の強化	3	3
		113	消防体制の充実	3	3
	2 生活	121	防犯のまちづくりの推進	3	3
		122	消費者の自立支援の充実	2	4
		123	安心できる葬祭の場の提供	2	3
第2章 健康・福祉	1 地域福祉	211	地域共生社会の構築	2	3
		212	生活困窮者等への支援	3	3
	2 子育て支援・青少年育成	221	子どもたちが健やかに育つ環境整備	3	4
		222	子育て家庭を支えるための環境整備	3	3
		223	幼児期等の教育・保育の充実	3	3
		224	青少年の健全育成の充実	3	3
	3 高齢者支援	231	健康で活躍できる地域社会の推進	3	4
		232	自立のためのサービスの確立	3	4
		233	安全・安心な生活ができる環境整備	3	4
		234	地域包括ケアシステムの推進	4	4
	4 障害者支援	241	共に生きる社会の実現	3	3
		242	地域における自立生活支援	3	3
		243	自立に向けた就労の支援	3	3
	5 保健・医療	251	健康づくりの支援	3	3
		252	保健サービスの充実	3	3
		253	地域医療体制の充実	3	3
	6 社会保障	261	社会保障制度の適正な運営	3	3
第3章 教育・文化	1 学校教育	311	朝霞の次代を担う人材の育成	3	3
		312	確かな学力と自立する力の育成	3	3
		313	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	3	3
		314	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	3	3
	2 生涯学習	321	生涯学習活動の推進	3	4
		322	学びを支える環境の充実	3	3
	3 スポーツ・レクリエーション	331	スポーツ・レクリエーション活動の推進	3	3
		332	利用しやすい施設の提供	3	3
	4 地域文化	341	歴史や伝統の保護・活用	3	3
		342	芸術文化の振興	3	3
		343	地域文化によるまちづくり	2	3

第4章 環境・コミュニティ	1 環境	411	住みよい環境づくりの推進	3	3
		412	低炭素・循環型社会の推進	2	4
		413	環境教育・環境学習の推進	3	3
	2 ごみ処理	421	ごみの減量・リサイクルの推進	2	3
		422	ごみ処理体制の充実	3	3
	3 コミュニティ	431	コミュニティ活動の推進	2	4
		432	活動施設の充実	3	3
	4 市民活動	441	市民活動への支援	2	4
		442	市民活動環境の充実	2	4
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	511	市街地の適正な利用	3	3
		512	市街地周辺の適正な利用	3	3
	2 道路交通	521	やさしさに配慮した道づくり	3	3
		522	まちの骨格となる道路づくり	3	3
		523	良好な交通環境づくり	3	3
	3 緑・景観・環境共生	531	まちの骨格となる緑づくり	3	3
		532	うるおいのある生活環境づくり	3	3
		533	まちの魅力を生み出す景観づくり	3	3
		534	循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	3	3
	4 市街地整備	541	特性に応じた市街地づくり	3	3
	5 上下水道整備	551	上水道の整備・充実	3	4
		552	公共下水道の整備	3	4
	6 安全・安心	561	災害や犯罪に強いまちづくり	3	3
		562	全ての人にやさしいまちづくり	3	3
	7 産業活性化	571	魅力ある商業機能の形成	3	3
		572	中小企業の経営基盤の強化	2	3
		573	企業誘致の推進	3	3
		574	都市農業の振興	3	3
	8 産業の育成と支援	581	産業育成のための連携強化	3	3
		582	起業・創業の支援	2	3
	9 勤労者支援	591	勤労者支援の充実	3	3
		592	雇用の促進	3	3
第6章 基本構想を推進するために	1 人権の尊重	611	人権教育・啓発活動	3	4
		612	問題解決に向けた支援体制の充実	3	4
	2 男女平等	621	男女平等の意識づくり	3	3
		622	男女平等が実感できる生活の実現	3	3
	3 多文化共生	631	外国人市民が暮らしやすいまちづくり	3	4
		632	多文化共生への理解の推進	3	4
	4 市民参画・協働	641	市民参画と協働の推進	3	3
		642	情報提供の充実と市民ニーズの把握	3	4
	5 行財政	651	総合計画の推進	3	3
		652	公平・適正な負担による財政基盤の強化	3	3
		653	公共施設の効果的・効率的な管理運営	3	3
		654	適正かつ効率的な行政事務の遂行	3	3
		655	機能的な組織づくりと人材育成	3	4
		656	シティ・プロモーションの展開	3	3

■進捗度

4：極めて順調
3：おおむね順調
2：やや遅れている
1：大幅に遅れている

■必要性

4：社会的なニーズは増加傾向にある
3：社会的なニーズは現状と変わらない
2：社会的なニーズは減少傾向にある
1：社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

3 施策評価シート

施策評価シート（対象：R3年度実施施策）					施策の SDGs		
No. 施策名							
担当課 関連課							
目 指 す 姿							
まち・ひと・しごと目標							
指 標 1				指 標 2			
R元年度実績	R2年度実績	R3年度見込み	最終年度目標 (R7年度)	R元年度実績	R2年度実績	R3年度見込み	最終年度目標 (R7年度)

1 R3年度の実施内容	3 進 捗 状 況
【新規】 	1 2 3 ④ … 極めて順調 【判断の根拠】 4 極めて順調 3 おおむね順調 2 やや遅れている 1 大幅に遅れている 【外的要因】
【継続】 	

2 審議会等第三者機関の評価・意見	4 必 要 性
	① 2 3 4 … 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある 4 社会的なニーズは増加傾向にある 3 社会的なニーズは現状と変わらない 2 社会的なニーズは減少傾向にある 1 社会的なニーズは大幅に減少傾向にある

5 施策構成事務事業の優先度評価

※事務事業評価の判定を踏まえて、今後の方向性を判断

番号	施策を構成する事務事業名	総コスト（事業費＋人件費 単位：千円）			今後の方向性※
		R1 決算	R2 決算	R3 決算見込み	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
計（単位：千円）		0	0	0	

拡充
継続
縮小
休止・廃止

総コスト（事業費＋人件費）の
経年変化 単位：千円

R元年度

0

R2年度

0

R3年度(見込み)

0

6 現状と課題の分析

8 行政と市民の役割分担

7 今後の展開

9 所管部の評価

令和4年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書
（令和4年7月現在）

発行 朝霞市
編集 政策企画課
〒351-8501
埼玉県朝霞市本町 1-1-1
電話 048-463-1111(代表)
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>

令和4年8月

朝霞第六小学校校舎増築工事 基本設計(案)

資料1 基本設計(案)の概要

資料2 基本設計図書

- 1 敷地概要・案内図
- 2 現況配置図
- 3 計画配置図(案)
- 4 1階平面図(案)
- 5 2階平面図(案)
- 6 3階平面図(案)
- 7 4階平面図(案)
- 8 屋根伏図(案)
- 9 立面図(案)
- 10 外観パース(案)

朝霞第六小学校校舎増築工事 基本設計（案）の概要

1 建設概要

- ・令和３年３月の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、令和４年度に第３学年から学級編成を４０人から３５人に段階的に引き下げ、令和７年度には全ての学年で３５人学級を実施することとなりました。
- ・朝霞第六小学校においては、現在、職員更衣室や会議室等で使用している部屋を、普通教室へ転用する工事を行っていますが、令和７年度より普通教室の不足が見込まれるため、新たに普通教室８室、多目的室１室を増設し、良好な教育環境を確保するものです。

2 建物概要

- ・建設場所 朝霞市本町１丁目２５番１号（朝霞第六小学校）
- ・構造 鉄筋コンクリート造 （渡り廊下）鉄骨造
- ・階数 地上４階建て
- ・建築面積 625.11㎡
- ・延床面積 2,002.80㎡
- ・建物高さ 15.64m

*面積及び高さは、今後の実施設計で変わる場合があります。

3 施設の概要

- 【１ 階】 児童昇降口、西側出入口、体育倉庫、石灰庫、車いす対応トイレ、ピロティ
- 【２ 階】 普通教室（２クラス）、多目的室、図書準備室、児童用トイレ（男女）、車いす対応トイレ
- 【３ 階】 普通教室（３クラス）、図工準備室、児童用トイレ（男女）、車いす対応トイレ
- 【４ 階】 普通教室（３クラス）、音楽準備室、児童用トイレ（男女）、車いす対応トイレ
- 【その他】
 - ・既存校舎２～４階と増築棟は、渡り廊下で接続
 - ・１～４階乗用エレベーター（車いす対応）設置
 - ・外部階段（非常用階段）設置

【関連工事】

- ・既存校舎給食配膳用エレベーターの改修
- ・車いす使用者用駐車場（1台）の整備
- ・体育倉庫の撤去・新設
- ・鉄棒の撤去・新設
- ・タイヤ遊具の撤去及びラバーステップ遊具の新設
- ・トラックラインの改修
- ・受変電設備の撤去・新設
- ・受水槽の増設
- ・緊急車両の進入路を市民会館駐車場側に整備
- ・市道268号線の道路幅員の復旧

4 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|------------|------------------------------|
| ・全 員 協 議 会 | 令和4年8月29日（第3回定例会開会日・議事終了後予定） |
| ・設 計 業 務 | 令和5年3月末までに完了（基本・実施設計） |
| ・建設工事入札 | 令和5年4月（6月議会：工事請負契約締結議案提出） |
| ・工 事 期 間 | 令和5年7月～令和6年11月 |
| ・使 用 開 始 | 令和6年12月 |

5 事業費

令和3年度・令和4年度（繰越明許費）

- | | |
|-------------|-------------|
| ・設計委託料（契約額） | 48,605,700円 |
|-------------|-------------|

令和5年度・令和6年度（継続費で計上予定）

- | | |
|--------------|----------------|
| ・工 事 費（概算） | 1,402,071,000円 |
| ・工事監理委託料（概算） | 21,670,000円 |

＊国庫補助金（予定）

公立学校施設整備費負担金（補助率1／2）

＊地方債（予定）

学校教育施設等整備事業債

（負担金事業 充当率90％、単独事業 充当率75％）

朝霞第六小学校校舎増築工事 基本設計（案）

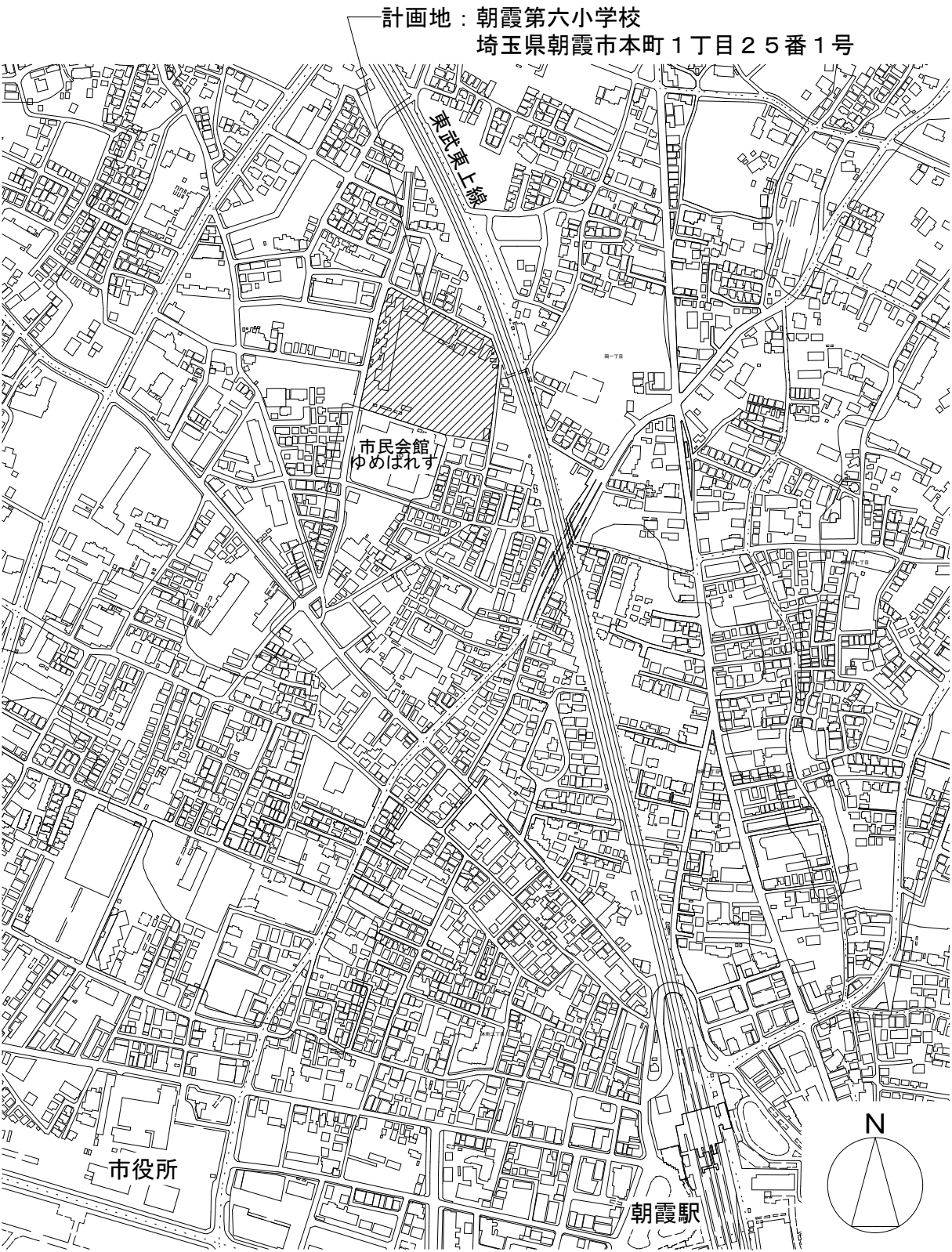
令和 4 年 8 月

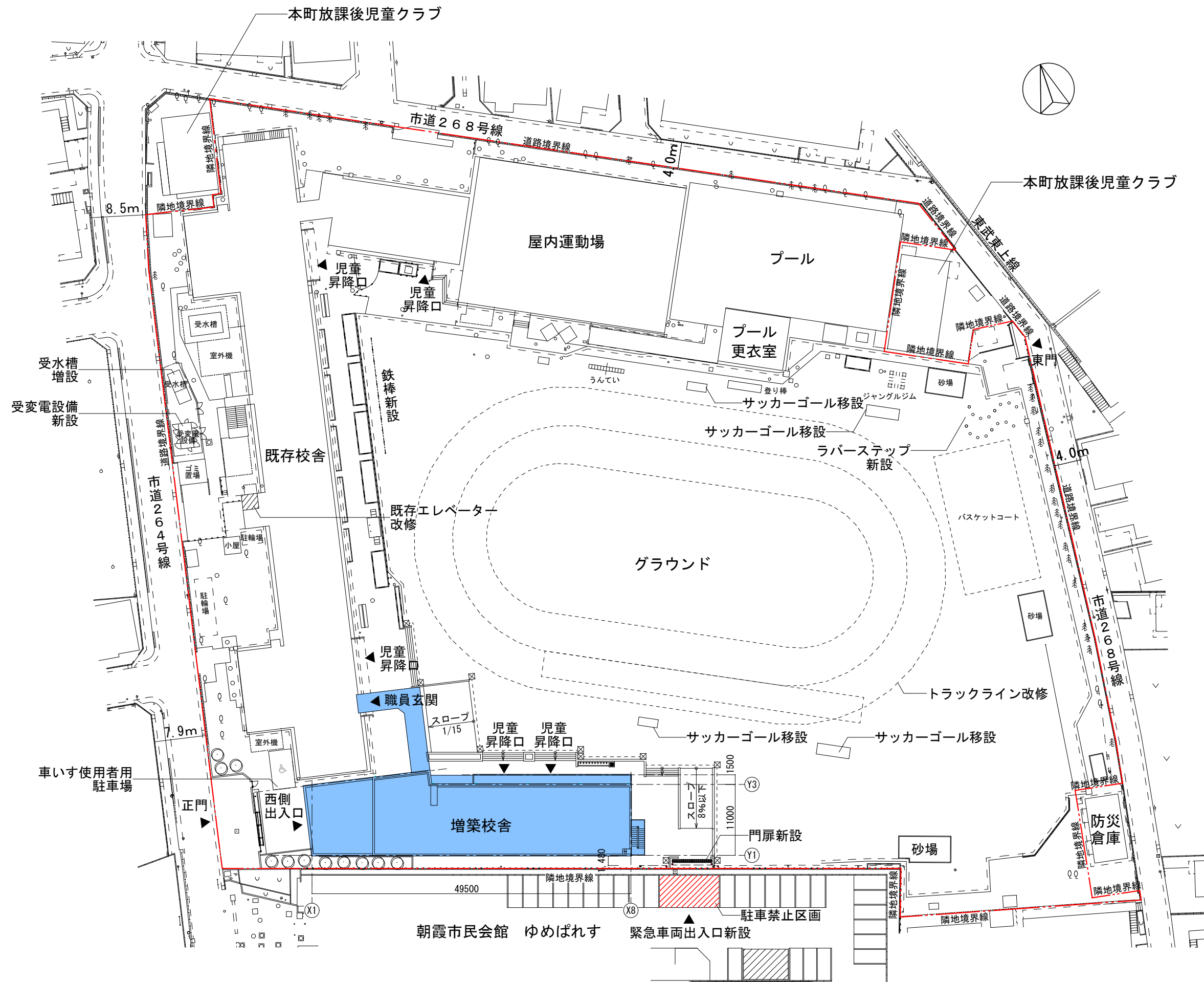


■ 敷地概要

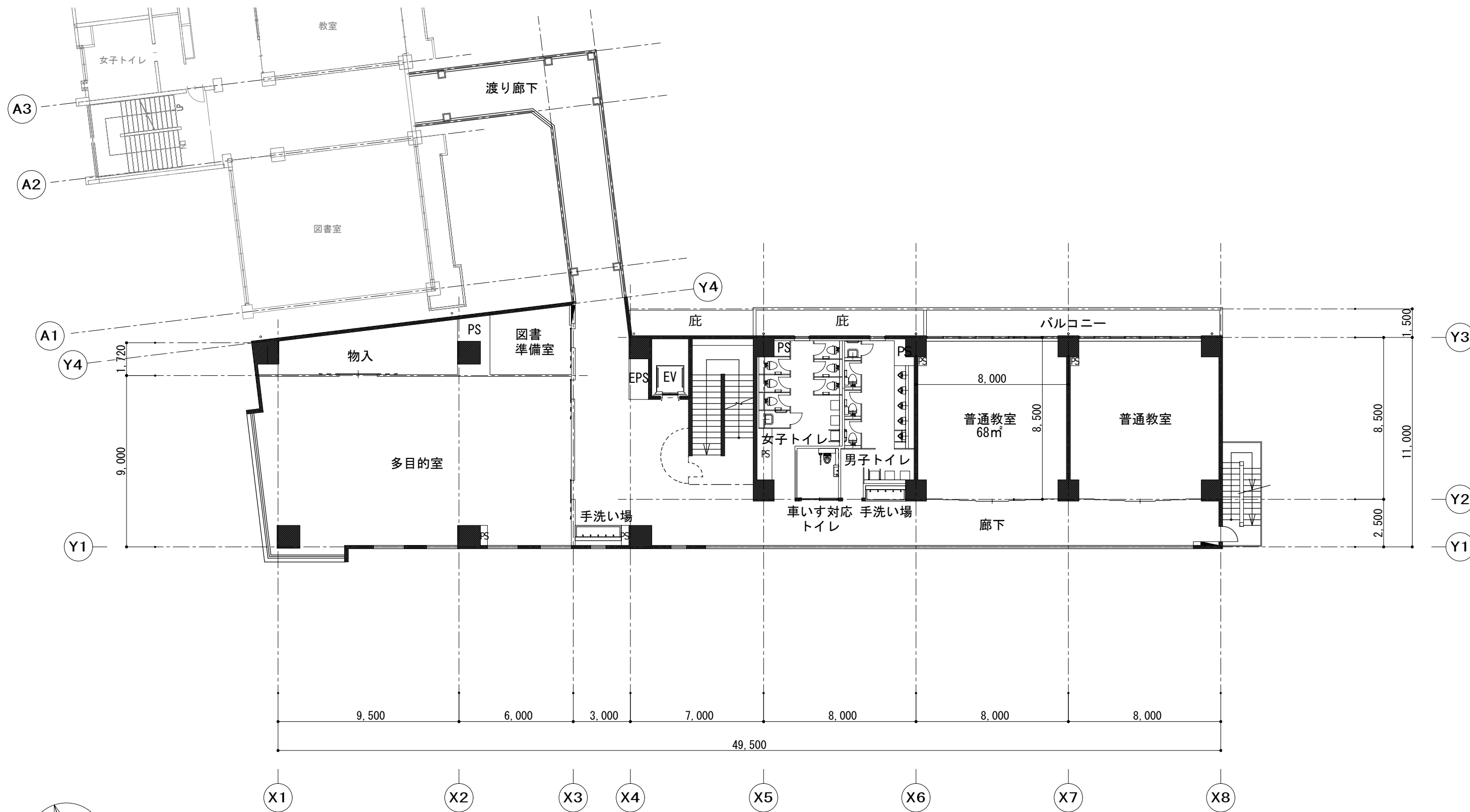
所在地		埼玉県朝霞市本町 1 丁目 2 5 番 1 号
敷地面積		1 4 , 8 2 1 . 2 9 m ²
区域区分		市街化区域
用途地域		第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域
高度地区		2 5 m 高度地区
建蔽率		6 0 %
容積率		2 0 0 %
防火地域		指定なし（建築基準法第 2 2 条区域）
道路幅員	西側	市道 2 6 4 号線 幅員 7 . 9 m ~ 8 . 5 m
	北側、東側	市道 2 6 8 号線 幅員 4 . 0 m
道路斜線		前面道路の反対側より 2 0 m 範囲適用、 斜線勾配 1 . 2 5 (セットバックによる緩和あり)
隣地斜線		隣地境界線で地上 2 0 m より斜線勾配 1 . 2 5
北側斜線		なし
日影規制		5 m を超え 1 0 m 以内 : 4 時間
		1 0 m 超 : 2 . 5 時間
		測定面高さ : 4 m

■ 案内図

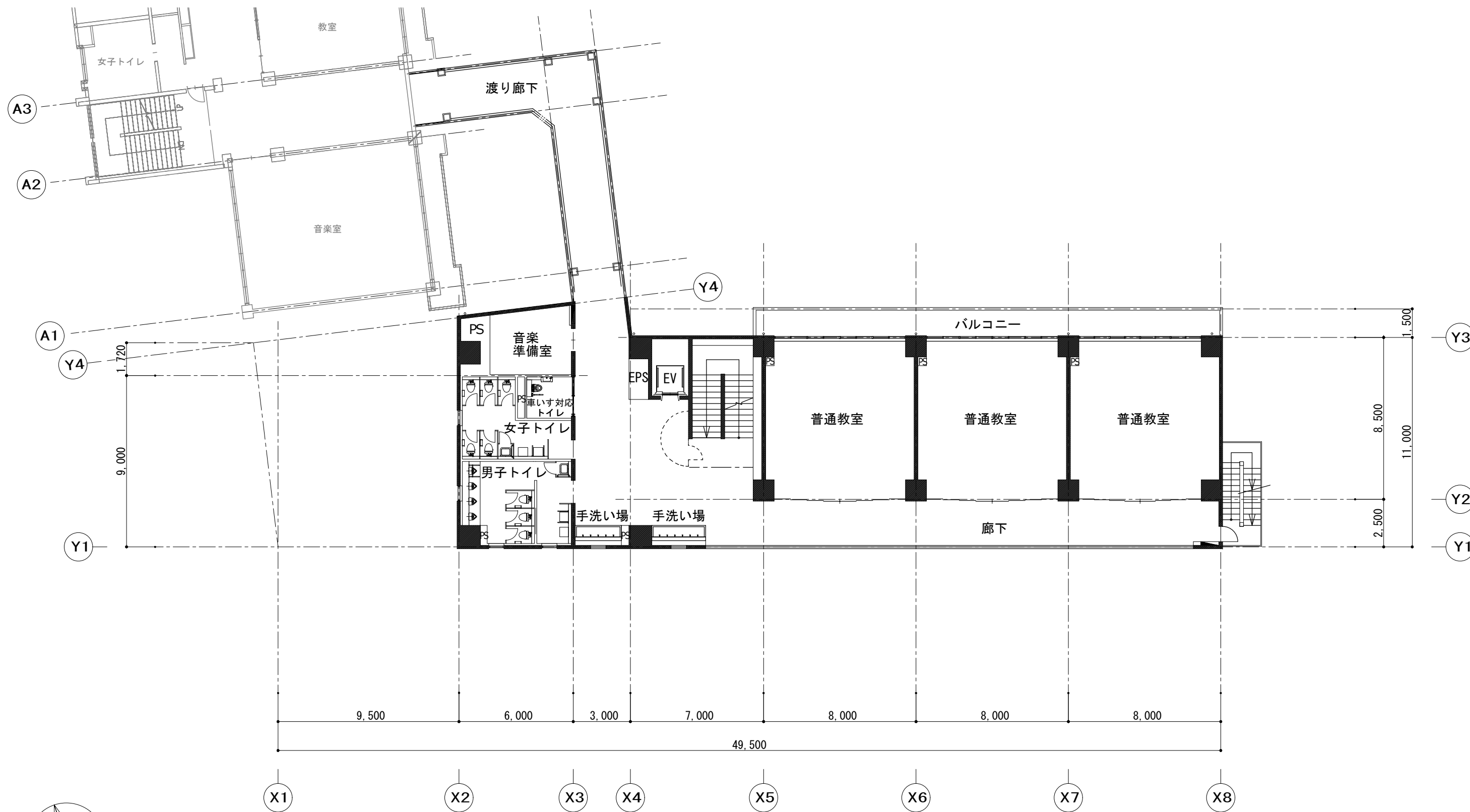




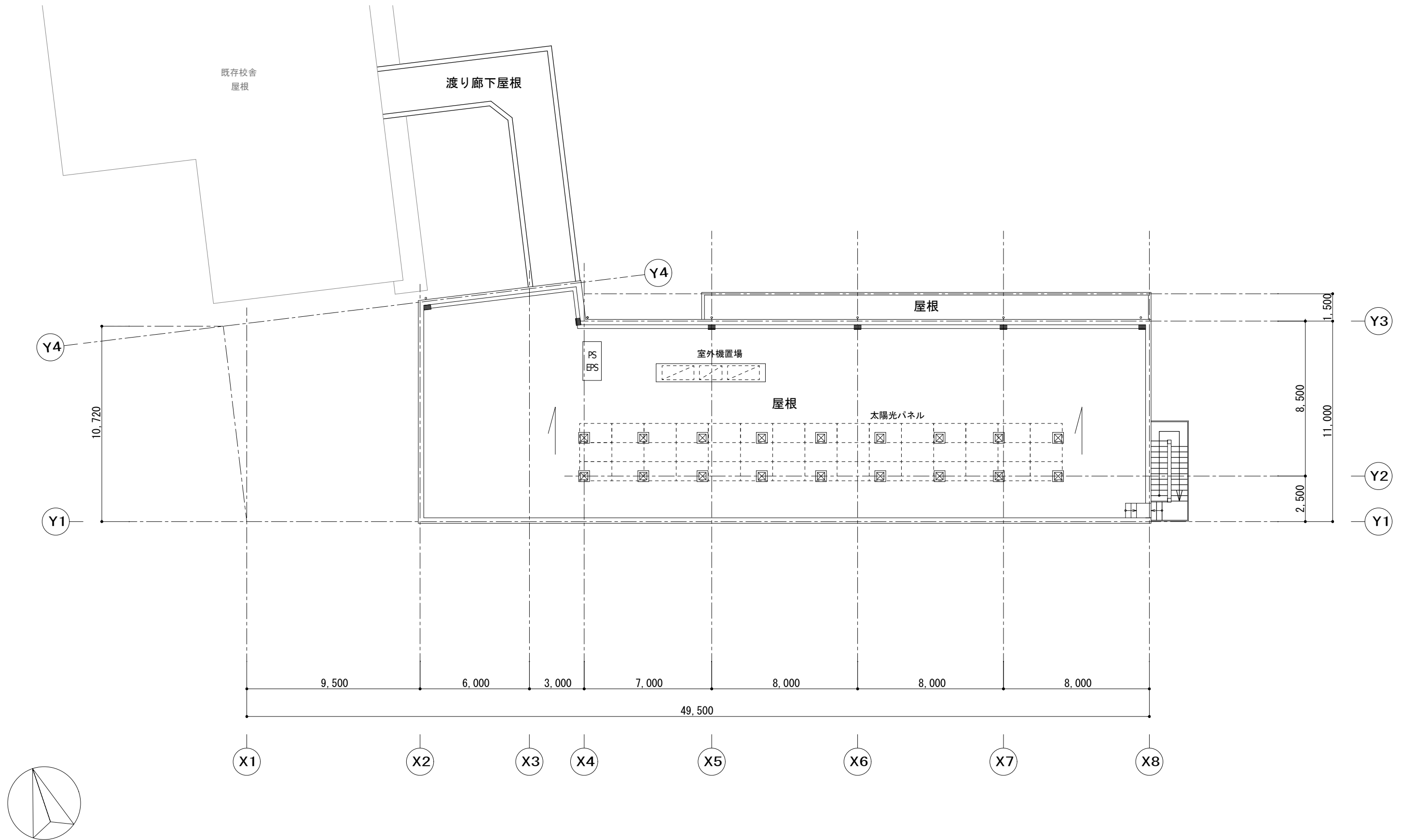




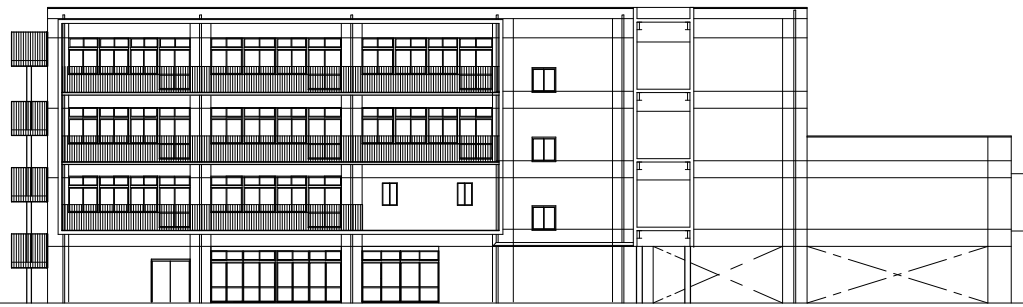
2階床面積 631.80 m²



4階床面積 510.33 m²



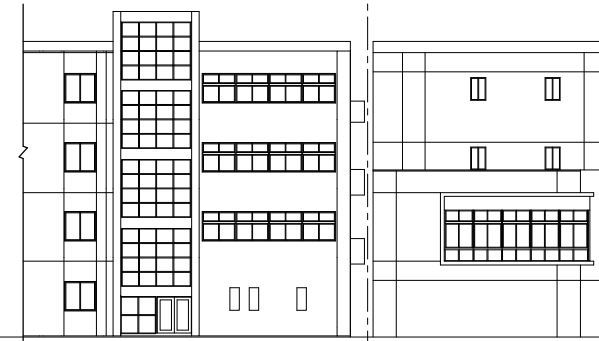
15,640
600
△RFL
▽4FL
▽3FL
▽2FL
▽1FL
△GL
60 3,950 3,630 3,670 3,730



北立面图 S=1:400

○X8 ○X7 ○X6 ○X5 ○X4 ○X3 ○X2 ○X1

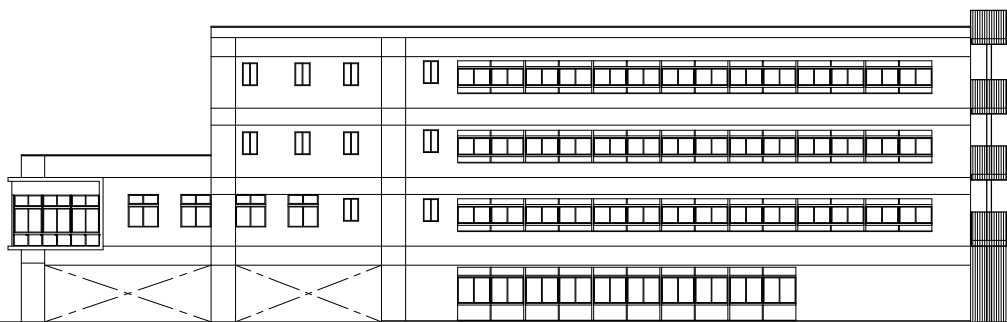
既存校舍 増築校舍



西立面图 S=1:400

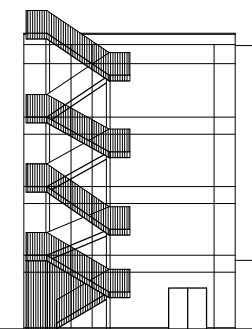
○Y3 ○Y2 ○Y1

15,640
600
△RFL
▽4FL
▽3FL
▽2FL
▽1FL
△GL
60 3,950 3,630 3,670 3,730



南立面图 S=1:400

○X1 ○X2 ○X3 ○X4 ○X5 ○X6 ○X7 ○X8



東立面图 S=1:400

○Y1 ○Y2 ○Y3

